

○増田補佐 定刻になりましたので、ただいまより第71回「補装具評価検討会」を開催いたします。

構成員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日、構成員の皆様には、会場またはオンラインにて御参加いただいております。また、傍聴席は設けず、YouTube上でライブ配信を行っておりますが、アーカイブ配信をいたしませんので、会場開催時間帯のみ視聴可能となっております。御承知おきください。

最初に、構成員の交代がありましたので、御紹介させていただきます。本検討会の座長をお務めいただきました樫本前構成員に替わり、宮城県リハビリテーション支援センター技術副参事兼技術次長 西嶋一智構成員が就任されました。

西嶋構成員、一言御挨拶をいただいてもよろしいでしょうか。

○西嶋構成員 宮城県リハビリテーション支援センターの西嶋でございます。

前任の樫本に替わりまして、この会に参加させていただくことになりました。皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

○増田補佐 西嶋構成員、ありがとうございました。

続きまして、構成員の出席状況について御報告申し上げます。本日は12名全ての構成員に御出席いただいております、会場が8名、オンラインが4名となっております。

続きまして、事務局におきまして人事異動がございましたので、御報告させていただきます。

企画課長の乗越でございます。

○乗越課長 乗越でございます。よろしくお願いいたします。

○増田補佐 自立支援振興室長の前田でございます。

○前田室長 自立支援振興室長の前田と申します。よろしくお願いいたします。

○増田補佐 同じく自立支援振興室福祉用具支給調整官の野原でございます。

○野原調整官 野原です。よろしくお願いいたします。

○増田補佐 そして、私、自立支援振興室長補佐の増田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、厚生労働省障害保健福祉部長の野村より御挨拶申し上げます。

○野村部長 障害保健福祉部長を昨年からやっています野村でございます。今、気がついてみましたら、事務局、私以外は皆、替わっているという状態でございます。引き続きのお付き合いのほど、よろしくお願いいたしますと思います。この補装具評価検討会でございますけれども、通算して71回目ということでございますが、今日は令和7年度になってからの1回目ということでもございまして、御挨拶のお時間を賜ればと思います。

まず最初に、構成員の皆様方、お忙しい中、さらには9月と思えない暑さの中でござい

ますけれども、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。障害保健福祉施策の推進、その中でも補装具費支給制度、こちらを円滑に運営していくためには、皆様方からのお力といひましようか、お知恵といひましようか、こういったものが必要でありまして、平生より多大な御支援、御協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げたいと思ひます。

この補装具や補装具費支給制度でございますけれども、補装具の製作に必要となる原材料費の価格高騰でございますとか、補装具を製作することに関わる技術の日進月歩と言うとあれかもしれませんけれども、新たな技術が出てきているなど、環境というのは、世の大きな動きであったり、あるいは補装具固有の環境であったりといったところで変化に見舞われている状況でございます。こうした状況の中で、現在、厚生労働省といたしましても、光熱費の高騰分に対しては、公定価格の仕組みでもございますので、補装具事業者のほうで価格転嫁していくということも難しくございます。

そういう状況もありますので、各自治体のほうで重点支援地方交付金というのがありまして、これは各種、こういった価格高騰に対応するために、補装具事業者だけではなくて、例えば医療施設とか福祉関係施設、介護施設とかにも活用していただいて結構だというような交付金がございますけれども、これを積極的に補装具分野でも活用してもらいたいということであるとか、あるいは令和9年4月の補装具の告示改定に向けて、補装具の製作に関連する原材料の仕入価格とか輸送コストとか、あるいはそこに従事される方々の給与費などに関する実態調査の準備を進めるとか、あるいは後ほど御説明申し上げますけれども、技術革新を視野に入れた研究などを進めていただいているところでございます。

また、この補装具費支給制度がより円滑、より適切に運営されていく、それを必要とされる方のために、より円滑に動いていくことが必要でございますので、過去を見ても、3年に一度の改定というタイミングに限らず、関係団体の方々からの現場の御意見なども頂戴しながら、この検討会の場で御議論いただいて、その3年の間でも、例えば追加で補足の通知を出す等々の見直しを行ったりといったことの対応をやってきたところでございます。

今回、このお集まりいただきました検討会から議論が始まる令和7年度の議論におきましても、令和8年というものに向けて、今、示されている各種対応の中で何か補足したり、見直しをしたりすることがないかということについて、また御検討を進めていただければなというふうに思ひます。そういう意味では、今日、お集まりいただきましたけれども、これから年度内、数回予定してございます。忌憚のない御意見を賜れば幸いでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○増田補佐　続きまして、検討会を開催するに当たっての会議の進行役である座長につきまして、前座長の御退任に伴い、新たに座長を選任する必要が生じました。座長の選任方法は、開催要綱2の(4)のとおり、構成員の互選により選出となっております。どなたか御推薦をいただけますでしょうか。

浅見構成員、お願いいたします。

○浅見構成員 高岡徹構成員を推薦させていただきます。

○増田補佐 浅見構成員、ありがとうございます。

それでは、高岡構成員に座長をお願いしたいのですが、皆様、よろしいでしょうか。

(委員首肯)

○増田補佐 ありがとうございます。「異議なし」とのことでございますので、高岡構成員に座長をお務めいただきたいと思います。

高岡座長におかれましては、大変お手数ですが、座長席に御移動いただき、一言御挨拶をいただいてもよろしいでしょうか。

○高岡座長 横浜市総合リハビリテーションセンターの高岡です。座長に選出いただき、ありがとうございます。

私は、リハビリテーション科の医師として、義肢装具や車椅子などの処方や適合という臨床業務を行ってまいりました。一方、身体障害者更生相談所の医師として、判定業務等の行政に関わる仕事もしてまいりました。どちらの立場もやってきたということで、そういう立場での発言や役割というのを期待されているのだというように考えております。

前座長の榎本先生のように円滑に会議を進められないと思いますけれども、皆様方の御協力を得て役目を果たしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、副座長を指名しなくてはいけないということを聞いておりまして、ぜひ芳賀構成員を指名させていただきたいのですが、皆様、よろしいでしょうか。いかがでしょう。

(委員首肯)

○増田補佐 高岡座長、ありがとうございました。

芳賀副座長からも一言御挨拶をいただいてもよろしいでしょうか。

○芳賀副座長 今までに引き続いて副座長を務めさせていただきます。高岡座長をサポートしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○増田補佐 芳賀副座長、ありがとうございました。

以降の進行につきましては、高岡座長にお願いさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○高岡座長 では、よろしくお願いいたします。

まず、事務局から配布の資料の確認をお願いいたします。

○増田補佐 本日の資料は、議事次第、資料1～3、参考資料1～4となっております。資料の不足などございましたら、事務局にお申しつけください。

○高岡座長 お手元の資料、大丈夫でしょうか。

それでは、本日の議事に入ります。議題1「令和7年度補装具評価検討会について」、まず、事務局から説明をお願いいたします。

○野原調整官 それでは、まず、資料1「令和7年度補装具評価検討会のスケジュール(案)」を御覧ください。

スライドの2枚目になります。今年度は、本日開催しております第71回から、3月に開催予定の第74回まで、4回の検討会を予定しております。本日は、既に実施しました団体ヒアリングの報告等を行い、次回検討会で令和8年度告示等の改正に向けた具体的な方向性について御検討いただきたいと考えております。

また、1月には 類の検討会で完成用部品の指定審査を行っていただき、3月にはその報告と告示等の改正内容について、最終的な御検討をお願いする予定であります。

資料1についての説明は以上となります。

○高岡座長 資料1については、特に御質問などございませんね。

では、続きまして、資料2について、お願いいたします。

○野原調整官 続きまして、資料2「令和7年度補装具費支給制度に関する団体ヒアリング結果」を御覧ください。

2枚目になります。今年度実施した団体ヒアリングの概要を、まず、御説明させていただきます。

回答期間は、令和7年7月11日から8月8日まで。

実施団体は、30団体に向けて行いました。

調査項目は、1つ目が「現状の問題及び提案する解決策」について。各団体2点までの意見を伺いました。2つ目は本年度改善された項目について伺っています。

回答数は、1つ目の質問に対して30団体のうち27団体から48件。2つ目の質問に対して30団体のうち9団体から18件の御回答をいただきました。

ヒアリング先の団体については、スライドにあるとおりです。

スライド3枚目です。現状の問題及び提案に対する解決策について、事務局で類するものをまとめてから4つに分類しました。1つ目の、本検討会での議論が必要と考えられるものが2題。2つ目の、さらに詳細な調査を要するもの、引き続き調査・研究を要するものが8題。3つ目の、現行制度で対応、もしくは説明が可能なものとして、本検討会での議論を要しないものが15題。4つ目の、補装具費支給制度対象外の問題や、検討するか判断する根拠が不足しているもの、過去の検討会で議論済みのものとして、本検討会での議論を要しないものが10題となりました。

お時間の関係上、本検討会での説明は と についてのみ行い、 と については割愛させていただきますと思います。

まず、1つ目の、検討会での議論が必要と考えられるものについて説明させていただきます。5枚目になります。

完成用部品の機能分類についてということで、同等の機能を有する義肢装具の完成用部品で、安価なものでのみ組み合わせたものや、必ずしも同一メーカーのものでない場合などがあり、メーカーの保証対象外になるような使われ方があるという問題が回答として上がってきました。

こちらについては、都道府県により多少違いがあるようですが、同等の機能であれば安

価な完成用部品を指定する、もしくはより安価なパーツに変更できないか確認するなどといった、他社メーカーとの組合せとなるような部品の指定をされることが実際にあるようです。そこで、同一機能の完成用部品は、まとめて統一した価格を設定することを検討いただけないか、という御提案になります。

先に進みます。6枚目です。補装具費意見書作成医師と市区町村等の連携についてということで、これは補装具費支給意見書を作成する医師に、意見書の内容と異なる支給決定が下りたときに、連絡がない、何も知らせがないということが問題として上げられています。実際には、意見書の内容について、更生相談所のほうから確認等の問合せをされるということは多く行われていることだと思いますが、一部でまだ十分でない部分があるのではないかと思いますので、支給決定に関わる関係各所の業務円滑化のためにも、各所の実情に応じた方法で情報の共有を推進していただくように、指針に定めることを検討いただけないかという御提案になります。

ここまでが今年度の本検討会での議論が必要と考えられているものについての説明になります。

続いて、さらに詳細な調査を要するものとして分類した8題になります。

8枚目になります。3D技術に関する項目の新設についてということで、こちらは現在、厚生労働科学研究において取り扱っているテーマでもあるため、引き続き調査を進め、報告を基に検討会での検討をお願いする予定です。なお、制度へ導入するに当たっては、個人情報を含むデジタルデータの取扱いに関する運用指針等が示されているなどが必要であると考えております。

続いて、9枚目です。姿勢保持装置の項目新設についてということで、こちらは現在、告示別表にある姿勢保持装置の項目ですが、実際に使用されている機能的なものとの差が見られるという問題で、項目の見直しが必要になっているのではないかと思います。こちらは団体から詳細な比較、実際に使われているものと告示別表に載っている項目との比較というものが提出されておりますが、今後、さらに調査した上で項目を新設するかどうか、こういった内容で新設するのかといったことを検討する必要があるものとして、こちらに分類いたしました。

次に、スライド10枚目になります。こちらは車載用姿勢保持装置の項目の新設についてです。車載用姿勢保持装置の上限価格が実勢価格と差がある。また、車載用姿勢保持装置の装着や採寸といった作業に対する費用が含まれていないということが問題として上がってきています。こちらについても、今後、実際どれぐらいの差があるのかといった調査をした上で検討する必要があるものとして、こちらに分類いたしました。

次に、11枚目です。重度障害者用意思伝達装置と歩行器の調整費の新設についてですが、重度障害者用意思伝達装置については、現在、厚生労働科学研究において取り扱っているテーマでもあるため、引き続き調査を進め、その報告を基に検討会で検討をお願いする予定であります。

12枚目です。視線入力装置使用時の呼び鈴分岐装置の導入についてということで、こちらにも重度障害者用意思伝達装置の分野の話ですが、こちらについても厚生労働科学研究において取り扱っているテーマでもあるため、報告を基に検討会での検討をお願いすることになると思います。

次に、スライドの13枚目になります。こちら、借受けについてということですが、重度障害者用意思伝達装置のスイッチを含む借受けに関するものと、借受け制度が間もなく10年となるということで、制度の見直し等が必要なのではないかという2つの御意見なのですが、現在、借受けについて、厚生労働科学研究においてテーマとして取り扱っているため、こちらも引き続き調査を進めて、その報告を基に検討会で検討をお願いする予定であります。

スライドの14枚目です。こちら、補聴器の上限価格についてということになるのですが、価格の改定に関するものになりますので、価格改定に向けた調査を行った上で、検討会で検討していただくということになります。なお、令和9年度の価格改定を見越して、今年度、価格調査を実施する予定であります。

次に、スライドの15枚目です。骨導式補聴器の価格についてということで、こちらにも価格改定に関するものですので、価格改定に向けた調査を行った上で、検討会で検討をお願いすることになると思います。

ここまでが詳細な調査を要するものとして分類したものについての説明になります。

、 についての説明は割愛させていただきます。

資料2についての説明は以上になります。

○高岡座長 ありがとうございました。

では、これから、今、御説明いただいた整理番号の と に関しての御意見や御質問を賜りたいと思います。御意見がある場合は、会場の皆様は挙手していただき、オンラインの皆様はZoomの「手を挙げる」機能を使って御発言していただきたいと思います。オンラインの皆様におかれましては、御発言のないときはミュート機能の設定をお願いいたします。

それでは、まず、資料1に関しては、先ほどちょっと言ってしまったのですが、今後のスケジュールということですので、特に御質問ということもないと思いますけれども、何か確認したいことがありましたら、構成員の皆様から。特にこれはよろしいでしょうか。

では、また日程調整等々、入ると思いますが、御参加よろしく願いいたします。

では、資料2に関してです。団体ヒアリングの結果を御説明いただいたのですが、ただらと行ってしまうと分からなくなってしまうので、順番に1つずつ行きたいと思うのですが、まず整理番号 - 完成用部品の機能分類についてというところから始めていきたいと思います。機能分類したらどうかということなのですが、この件につきまして、御意見、御質問、よろしく願いいたします。

座長から質問して申し訳ないのですが、これは具体的には、どういうふうに誰が進めていくというのはあるのでしょうか。

○野原調整官 こちらについては、実際にどういったものが機能的にまとめられるのかといったところについて、厚生労働科学研究のチームのほうに取りまとめをお願いできればと思っています。実際に機能的にまとめられるもので、例えば義足のチューブやクランプアダプターのように、組み換えても問題なく組み立てることができるようなもの、体重を支持するようなものについてまとめていただき、その後、事務局のほうで、実際にどうやったら価格をまとめることができるのかということについて、試案を出して検討会に提出するという形になるのではないかと考えております。

○高岡座長 分かりました。ありがとうございます。現在、動いている厚生労働科学研究の班で取りまとめというか、案を出していただいたものを厚労省のほうで試案というか、まとめていただき、またこの会に提出していただくという流れを想定しているということでしょうか。

○野原調整官 そうなります。

○高岡座長 では、担当する研究班の方、大変かもしれないですが、よろしく願いしたいと思います。

ただ、すみません、私ばかりしゃべって申し訳ないのですが、ある程度、義肢装具士の選択する裁量を認めたらどうかということだと思うのですが、かなりの更生相談所は恐らく認めているのではないかと考えているのですね。細かい選択まで指定することは逆に難しいところもあるので、ある程度の選択は専門性を発揮していただいて、よほど何か間違いがあるということがあれば、もちろんチェックしますが、というところは多いのではないかなと思っています。機能分類することそのものは特に私も反対はございませんが、いかがですか、構成員の皆さん。このような形で進めていただいて、御意見をまたいただくという流れでよろしいですか。

では、浅見構成員。

○浅見構成員 ありがとうございます。

機能分類をするということには、わかりやすくする目的があると思います。しかし、義肢装具は、医師が処方することになると思いますので、処方の時点では機能だけを処方するということになっていくのでしょうか。部品の選択・裁量については、医師より新しい部品の情報等をご存じの義肢装具士の方々に与えることは適切であるという一つの考え方ではありますが、本来であれば、医師が細かいところまで処方すべきだと思います。その辺りの裁量について質問させていただきます。

○高岡座長 その辺りは事務局のほうでいかがですか。

○野原調整官 その辺の仕組みについても含めまして検討していくという形で考えております。必ずしも機能分類としてまとめるということだけではなく、そこにあります問題が出てくれば、それも検討課題として取り上げたいと考えております。

○浅見構成員　ありがとうございます。

機能の指示さえもできていない処方もあるかと思いますが、最低限、医師は処方において機能の指示はすべきであるということも徹底していただければと思います。今後、皆様の御意見をまとめていただければと思います。ありがとうございました。

○高岡座長　ありがとうございます。機能的なところまで選んでやるという裁量ではないと私も考えます。あくまで、チューブとかクランプアダプターという製品名までは、さすがに私も指示したことがないので、それは膝継手を使ったりしたときの相性といいますか、組合せというところをぜひ選んでいただいてというところかなと思いますが、その辺はまた案が出てきたところで、ここで具体的に御検討いただければと思います。

どうぞ、お願いいたします。

○井村構成員　井村でございます。

内容につきましては、先生方の御意見のとおりだと思うのですが、スケジュールについて確認したいのですが、今回、これを厚労科研の研究班に投げて、その調査結果を基に検討ということなのですが、多分、今の研究班が今年度、最終年度だったと思うのですが、それを今年度内に仕上げてもらうというのは、あまりにも期間的に、最終的に、どこまでかと踏み込むと結構な議論と資料が必要なので、その辺はどこをお尻にして検討するのかだけ教えていただきたいと思います。

○高岡座長　井村構成員からスケジュールに関して、見通しはどのようなのだという御質問がございました。事務局のほうからいかがでしょう。

○野原調整官　スケジュールについてですが、まずは、実際にどれぐらいのものが対象となるのかという、その数の把握はこれからになりますので、可能なものからというイメージであります。可能なものについてピックアップして、何個か、例えばチューブとかクランプアダプターとかだけで、可能かどうかということの検討をまずさせていただきたいと考えております。それについては年度内で、今年度の完成用部品の指定審査、現在、申請受付中ですが、1月に審査がありますので、次回の検討会で何かお示しできるものがあれば、今年度中のトライアルができるのではないかと考えております。早ければという話になります。検討の段階で問題が出てきた場合には、次年度の検討課題とさせていただくことも視野に入れております。

○井村構成員　分かりました。ありがとうございます。

○高岡座長　ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

西嶋構成員。

○西嶋構成員　西嶋でございます。

この話というのは、処方する権限を持っている医師だったり更生相談所と、義肢装具士がうまくコミュニケーションを取れていないからかなと思うのです。義肢装具士が持っている専門的な知識・経験が処方にうまく活かされずに、例えば安価だから、一番安いから

という理由だけで、本来ならば組み合わせるべきではないという情報がうまく伝わらずに、そういった不適切な処方になされてしまうことが問題なのであって、コミュニケーションをしっかりとって、義肢装具士が持っている知識・経験が、それを処方する側の義務として、どこまで、どういうふうな書き方をするかは別ですけども、指針等でしっかりと示してあげるといふことのほうが、P0もちゃんと意見を言いやすくなる、言ったものが反映されやすくなる。

当然、適切でない意見に対しては責任もついて回るといふ話でしょうけれども、そういったこともしていけないと、どこまで医師や更生相談所が指示を出すのか、ざくっとこの辺の機能でというもののなのか、きっちりと処方まで細かいところまで指示するかということころは、やり方によって差があると思うのですけれども、その過程でもって、P0の持っている技術がしっかりと活かせる、活かしていく方向に持っていくことのほうが、より大事なのかなというふうに思いました。

○高岡座長 ありがとうございます。西嶋構成員のお話、ごもっともなお話で、多分、いろいろ課題が出てしまったところが問題なのであって、その他、通常やっているところはあまり問題にはなっていないと、私、さっき言ってしまいましたけれども、というような問題なのかなと思っております。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

大西構成員。

○大西構成員 先生方の御意見、もっともかと思いますが、メーカー側の立場で言うと、メーカー保証対象外の組合せというのは、どうしても安全上の問題になるかと思いたすので、更生相談所が当然のことながら最安価の部品を選ぶというのは分かるのですけれども、もう一つは、メーカー保証というよりか、安全性というところを義肢装具士がどのように判断してというところを記述いただくというような形になるのもよろしいかと思いたす。

○高岡座長 ありがとうございます。今のお話も、安全性優先といいたすか、安全性が担保されなければ使っていただけないということからすれば当然だと思いたすので、その辺、案を出すときには考慮をお願いいたしたす。

そのほか、よろしいでしょうか。特にはよろしいでしょうか。

では、先ほどのスケジュールどおりに行くのかどうかというのが、そう簡単に行くのか、よく分からないところはございたすけれども、可能であれば次回、少しお話しをしていただいて、その次のときにもう少し具体的なものになっていくかどうかというところを進めていただければと思いたす。

では、 - はこれで終わりにさせていただきます、次、 - 、これも更生相談所や市町村からの書面といいたすか、指示といいたすか、そこに関わる問題だと思いたす。この件につきまして、御質問や御意見ございたすでしょうか。

清水構成員、よろしくをお願いいたしたす。

○清水構成員 視覚障害の場合は、更生相談所に行って決定ということはないですけれど

も、これまで私も、数は少ないですけども、経験があるのが、補装具費の医師の意見書を書いて、患者さんが眼鏡を造っていただくお店のほうに行くのですけれども、本当はもちろいけないと思うのですが、そちらのほうで勝手に変えられてしまうということを、数が少ないけれども、経験したことがあるのですね。ですので、その辺りも、せっかくこういった文章を出していただけるのであれば、ちょっと触れていただくような文案にさせていただくと助かるかなと思ってコメントさせていただきます。

○高岡座長 ありがとうございます。今のは、ここの想定した文章以上かなと思ったのですが、いわゆる眼鏡店に行って処方箋と違うものができてしまったというお話ということによろしいでしょうか。

○清水構成員 はい。数はレアではありますが、それがあること自体が問題だと思います。ただ、先方としては、あまり深く考えず、そのようにしてしまっている可能性もあるわけですけども、そこもせっかく似たような類似のことかなと、お話を伺いながら思ったので、徹底していただけるとありがたいです。

○高岡座長 ありがとうございます。とんでもない話だなとちょっと思ってしまいましたけれども、浅見構成員。

○浅見構成員 清水構成員にお尋ねいたします。補装具意見書を用いて補装具の製作をし、その後に確認作業というのがあると思うのですが、その確認の中で処方と違うものになっていれば、そこで指摘されるものではないのでしょうか。違っているものに許可を出すことになる点が理解できませんでしたのでお尋ねいたします。

○清水構成員 意見書を書いて、お渡ししてお店で造ってきていただくわけで、それで患者さんが再び眼科、うちへいらっしゃいますね。そこで見ると、あれ、度が少し違っているという場合が、数はとても少ないですけども、そこでこちらのほうから造り直していただいてということはありませんでした。だから、単に間違っていたのかもしれないですけども、意図的というケースもゼロではなかったもので、そういったことをこの機会にさらに周知していただけるといいかなと思います。

○浅見構成員 ありがとうございます。先生のところにおかれては、最終的には確認されてされているので、最初の処方どおりにできているが、他の施設では、処方とは違ったものが患者さんの手に渡っている可能性もあることを先生は御心配されているということなのですね。

○清水構成員 そうです。先生、そのとおりです。すみません、言葉が足りなくて。

○高岡座長 ありがとうございます。今回、 - で出したものは、事業者に対してのものとはちょっと違った趣旨の内容ではありますけれども、今、清水構成員のお話は、そもそも補装具費支給制度そのものをきちんと理解していない事業者さんがいらっしゃるというお話だなと思うので、その辺の徹底はぜひ図っていただきたいと思います。

何か事務局からございますか。

○陳構成員 私、いいですか。僕は何個か経験しているのは県をまたいでの判定です。私

たち近畿圏から、他府県からたくさんの患者さんを受け入れまして訓練しています。そうすると、他府県の方なので、出身県の更生相談所の判定に最終的にはなるのですけれども、その意見書を書かせてもらうのですけれども、許可された補装具が違ふと。私どもで仮義肢の訓練をして一旦、在宅復帰しますね。就労もすると。次に意見書を私が書く。当然、仮義足で訓練したものが通るようにしっかり書きますね。そうすると、数名ですけれども、患者さんから連絡がありまして、先生に訓練してもらったパーツと違ふものしか許可してくれませんかというお声を聞いたことが数例あります。

そのときに、結果的には私が直談判をして、元どおりの義足とかに戻したのですけれども、このような事例は多々あるのではないのでしょうか。県によって判定基準が違ふそのとき僕は理由を細かく聞かなかったのですけれども、値段の問題ということを言われたような気がします。私たちが選んだ仮義足は価格が高かった。そういうことは皆さん御経験ないですか。

○高岡座長 今、陳構成員がおっしゃったようなことは、先生に対しての問合せというのが更生相談所からは入っていなかったということでしょうか。多分、そういうことがあってはいけないというところでの今回の提案だと思っております。

今の2つのお話を受けて、事務局からございますか。

○野原調整官 まず、陳構成員のほうからいただきました御意見のとおり、そういった事実も全国すべからくあるわけではなく、ところどころそういったことがあるということだと思っておりますが、そういったことがないように、指針のほうに少し明記させていただいたほうが整理しやすいかと思ひまして、提案させていただきました。

清水構成員のほうからいただきました御意見については、そちらの書きぶりとはまた少し変わるかもしれませんので、改めて指針のほうにどういう形で入れるかというのを検討して、案として出させていただければと思います。

○高岡座長 ありがとうございます。

多分、これも先ほど陳構成員からお話があった、相手先とは言わないですが、更生相談所の判断基準が違ふというのはそれぞれ確かにあるかなと思うのですが、問合せをきっちり入れていただいてやり取りするという作業をしないで決められてしまうというのが困ったところといたしますか、そこは本来あってほしくないなというところではないかと思ひます。

ほかにはいかがですか。

浅見構成員。

○浅見構成員 今、構成員の皆様方がおっしゃったとおりだと思います。一つは、医師の処方と違ふものを更生相談所が出される場合に必ず問合せをするという書式で、もう一つは、判定の時点で最初の処方と違ふものができている場合に違ふものを製作したところに問い合わせるという書式です。この2つの書式があれば、問題解決につながるのかと思ひますが、いかがでしょうか。

○高岡座長 ありがとうございます。どういう所定の書式をつくるかどうかは別にしても、問題点としてはその2つということになるのだと思います。その辺をどう指針の文章に入れ込むかというのは、また事務局のほうで検討いただいて、また具体的にはこの会議の中で出していただければよろしいかなと思っております。

ほかにはいかがでしょうか。今、 - の議論をしておりますが、よろしいでしょうか。
河合構成員。

○河合構成員 河合です。

1つ確認なのですが、多くの更生相談所は医師の意見書をまず求めていないのではないかとというのが、大前提として直接判定の場合はあるのではないかと思います。それで、陳先生のところのように総合的にやっておられる病院ばかりではないので、治材（治療材料）でよかったから、それを出してくれと言われても、更生相談所が大概それは認めていない地域が多いのではないかと思います。使いこなせない機能を使っている、特に保険で払っている方たちは、どう見ても使いこなせていないようなパーツを使っておられるのが実態なので、直接判定の場合は、この意見書が出てくると自体がよく分からないのです。それとももちろんコミュニケーションはしたほうがいいと思うのですが、意見書が出ているから、それを認めるというのも、議論としては、ちょっとまずいのではないかなと思います。

○高岡座長 今回は直接判定の話では全くないですね。直接判定は直接なので、その場で決まることになってくるので、見積書を見て間違いが時々あるので、そういうチェックはしますけれども、そういうところでは全くないと思います。

あと、保険作製から変わったものに関しては、今回の議論とは全く違った話だと思うので、それはまた別の話ということにさせていただいたほうがよろしいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

西嶋構成員。

○西嶋構成員 この話、文書判定だったり、市町村決定のことだと思うのですが、それをやっていく中で、意見書や書いた医師とうまくコミュニケーションが取れないで、医者知らないところでいつの間にか処方と変わって決定されているぞというところだと思います。そのときに、どのタイミングでコミュニケーションを取るのか。決まる前に、決めていく段階できちんとコミュニケーションを取っているときはいいのですが、それをやると今度は時間がかかるというデメリットもなくはないので、ある程度支給を迅速にということが求められるケースも中にはありますので、そこでの折り合いをどうつけていくのか。

それと、実際、途中ですらなく、事後にもないというか、いつの間にか判定が終わっていて違うものが支給されていたということは私も経験がありますので、せめてそれだけはないように、事後でもいいからきちんと報告するという考え方もあるかと思うのですが、それだと迅速な支給というところにはあまり影響しないのかなと思いますので、そ

の辺の運用面で、支給決定の前にするのか、支給決定後でもいいのかというところについて、若干温度差はあるのかなという感じがしますので、その辺も検討はお願いしたいかなと思いました。

○高岡座長 ありがとうございます。どちらと決まったことはないと思いますし、コミュニケーションを取らなくてはいけないということは絶対なので。事後でいいのかと言われると、事後でいいですよとも言いにくいので、それも書けないだろうなと思いますけれども、私が答えてはいけないですね。事務局、いかがでしょうか。

○増田補佐 ありがとうございます。各構成員の皆様方、おっしゃっていただきましたとおりだと思います。前後のタイミングもしっかり、迅速性も大事です。

一方で、我々も、今、円滑なコミュニケーションを取っていただいている結果、スムーズに進んでいる現場の事務負担をより増したいという気持ちを持っているわけではございませんので、そういった観点も考慮しながら、どこが一番いいバランスかということも含めて検討させていただきまして、また案という形で御提示させていただければと思っております。

○高岡座長 ありがとうございます。ちょっとした変更というのは数え切れないぐらいありますので、一々書類を出していたらたまらないというのはありますので、どの辺りから出すのかというのを含めて、少しその辺は選択できるといいかなと思っております。

ほかにはよろしいでしょうか。

山口構成員。

○山口構成員 すみません、熊本の山口です。

今、事前なのか事後なのかというお話もございましたけれども、当県のほうでは、判定依頼が市町村から上がってきた後に書類の審査をしまして、疑義があった時点で処方された医療機関に意見書、処方箋を返送しております。その記載内容からこういうところに疑義がありますということを記載した文書を用意して、それと一緒にお返ししております。先ほど言われたみたいに、処方された先生もお忙しいので、当所にバックしてくるのが遅いこともありますので、迅速性という面ではちょっと劣るかもしれないのですが、実際のところ、処方された先生にも御納得いただいて、最終的に支給ができているような状況じゃないかなと思っております。

もちろん、おしかりをいただくようなケースもございますけれども、この手の話というのは処方された先生とのコミュニケーションをいかに密に取っていくかというのが大事な話かなと思っておりますので、そういったところにもし問題があるようであれば、各更生相談所も連携を密に取っていただければいいのではないかなと思っております。

それと、先ほど陳先生が言われた他県での処方の件でありますけれども、当所の場合ですと、その他県の更生相談所に判定協力をお願いしております。援護の実施者は熊本ですが、例えば福岡の病院のほうで処方があったり、もしくは福岡の施設にいるのだけれどもというようなケースであれば、福岡の更生相談所で判定をやっていただけないか確認をと

ります。もちろん、申請者の方の要望を聞いた上での対応になるので、福岡の更生相談所で判定してほしいというふうな御要望があれば、こちらから福岡のほうにお願いして御協力いただけるかどうかというような対応を取ったりしておりますので、その辺りは少し融通が利いてもいいのかなと思うところはございました。

以上です。

○高岡座長 ありがとうございます。多分、いろいろなやり方が各更生相談所であろうかなと思うところもあります。コミュニケーションという点では、私は直接電話して問合せしてしまうこともありましたので、いろいろかなと思います。

では、この - に関しては、いろいろな文書案というのをを出していただいて、また皆様方に御覧いただくことになるのかなと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

では、もう一つ、さらに詳細な調査を要するものということなので、これは引き続きということが主な結論にはなるのですが、8つございます。1つずつ確認しておきたいと思いますが、 - 3D技術に関してということで、現在、厚生労働科学研究のテーマの一つとして扱っているので、引き続き調査を進めてまいりますということです。何かこの点に関して、つけ加えるようなことがございましたらお願いいたします。

○浅見構成員 浅見でございます。

この領域を担当していただいているのが、今日、オブザーバーとして来られている須田オブザーバーですので、今年度の方向性など、お考えをご説明いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○高岡座長 分かりました。須田先生、いかがでしょう。

○須田オブザーバー 須田です。

3年目でもありますので、3D技術の導入とか運用についての指針とか、そういったところに行けるように進めていきたいのと。あと、個人情報を含むデータとか、いろいろな扱いもありますので、その辺も留意しながら運用の指針となるものをお示しできるようにしていきたいなと思っております。

○高岡座長 スケジュール的には、今年度最終で、来年度出していただいて、9年度に向けてという形になりますでしょうか。

○須田オブザーバー はい、そこに向けて取り組んでいきたいと思います。

○高岡座長 ありがとうございます。

そのほか、現在進めていただいているということですのでけれども、よろしいでしょうか。

では、3Dに関しては、これで行きますね。

では、 - 姿勢保持装置の項目新設ということですが、これもごもっともなところがあるなというふうに個人的には思いますけれども、引き続き調査をしていきたいということです。何かございますでしょうか。

西嶋構成員。

○西嶋構成員 これ、新たに項目を１個つくってとなると、それなりに裏づけの調査をして、大きな節目の改正にという形になってくると思うのですが、それまでの間、暫定的に一部特例を使って、更生相談所単位でしようけれども、全部というわけにはいかなくて、どこか大きなところ（項目）１か所だけになってしまいますけれども、そうやって柔軟に対応していくやり方は、せっかく７年度に（一部特例を）つくったものですから、活用してもありなのかなと思いました。ただ、どこもこういうやり方に慣れていないというか、今まで経験がなかったので、先行して取り入れるという方法はあるのかなと思いました。宮城県では、特例付属品という扱いで一部特例をやっていますので、それで結構問題なく、事業者さんからクレームがあまり出ないような運用ができていました。

○高岡座長 ありがとうございます。今年度のヒアリングで、今年度改善された項目についての意見という中にも、一部特例を使っていたいて支給している、その辺はよかったという御意見もあったようなので、うまく使っていいただけると、利用できる範囲が増えるのかなと私も思いました。これはまた、本当に項目をつくっていくとなると、しっかりやらないといけないので、継続していただきたいなというふうに思っております。

いかがでしょうか。これに関してはよろしいですか。

河合構成員。

○河合構成員 河合です。

うまくいっていないところもあるということで、一部特例は基準がはっきりしないということで、関東近辺では基本的には全部特例審査会にかけるという方向の地域が今は、増えているということを聞いています。業者さんのクレームは相当ありますし、完成用部品の価格に見合うだけの製作予測価格がついていないので、個別に個人に負担させているということも聞いておりますので、やり方は考えたほうがいいのかと思っています。

以上です。

○高岡座長 ありがとうございます。そのような御意見も幾つか出ておりました。一部特例、今年度からですから、どう使ったらいいのだというのは難しいところがあるかもしれません。

何か事務局のほうから、この一部特例に関してございますか。

○野原調整官 一部特例については、自立支援振興室からQAを出してはいますが、使い方が分からないという、河合構成員のほうからあったような御意見もいただいているところでありますので、引き続き運用面でのQAを出すなど、必要なことがあれば行っていきたいと思えます。

また、一部特例で対応ということ以外でも、姿勢保持装置の項目新設については、価格等について令和９年度の改定に向け、しっかりと実情に合った価格の改定を行っていききたいと思っております。

○高岡座長 ありがとうございます。一部特例も運用だなと思っているのですが、

当面は上手に使っていただけるといいのかなと思いますので、その辺のPRではないですけども、普及していただければと思います。

では、次に行かせていただきます。次は ですが、車載用姿勢保持装置、これも項目新設ということですが、何か御意見ございますでしょうか。これも今年度入ったばかりなので、細かい設定ができているとは思えないので、今後、継続しないといけないものだと思います。ただ、小児、児童だけだったものが成人にも入ったというところは、よかったよと言ってくださっているところもあるので、進歩はしているのではないかと考えておりますが、何かございますか。

浅見構成員。

○浅見構成員 西嶋構成員にお尋ねいたします。先ほど高岡座長がPRについてのお話もされましたけれども、うまく活用できているところと、うまく活用できていないところの違いが生じるのはなぜだと思われますでしょうか。内容を十分に把握しようというモチベーションの違いなのか、何が問題なのでしょう。先生の思っておられることがありましたら教えていただければと思います。

○高岡座長 ありがとうございます。この会議に参加されている更生相談所ですから、知っているという前提はありますが、西嶋構成員、いかがでしょう。

○西嶋構成員 宮城県は直接判定ばかりやっていて、逆に文書判定は認めていないというところがありまして、そのため、自分たちで全部見ている分だけクオリティーコントロールがしやすいので、基準では対処できないものについては、遠慮なく特例という形で、特例補装具も含めて選択できるというところがあって、特例に対する感覚が若干甘いと言われたらそうかもしれないですけども、すぐ特例、必要なものは必要だ、という形でカードを切ってしまうというところがいいという見方もありますし、他からするとそれはあり得ないというところもあるかもしれません。

ただ、きちんといい仕事をさせてくれるという意味では、事業者にとっては満足度が高いのかな、という風に自分たちはそう言っていますけれども、本当はどうか分かりません。少なくとも表向きは、ちゃんとした仕事に対してちゃんと評価をしてくれる、というところは喜ばれているのではないかなと思っています。

○浅見構成員 ありがとうございます。

○高岡座長 山口構成員、熊本県ではいかがでしょう。

○山口構成員 当所においては、今年度、一部特例が入ったのですけれども、正直、あまり混乱という混乱はないです。実際のところ、事業者側もその辺り、きちんと理解していただいているところもございまして、完成用部品から外れているが、今後も使いたいというようなケースでしたら一部特例であったり、それが2つ以上になるような場合は特例補装具であったり、そういったすみ分けを明確にしておりますので、意外と混乱もなく対応できているという感じです。

○高岡座長 ありがとうございます。恐らく、今まで更生相談所がいかにその地域の管

轄をコントロールしていたかということと、事業者さんや市町村に対する研修をいかにやっているかというところでの差があるのではないかなというふうに感じます。

○浅見構成員 ありがとうございます。国のこのような制度改革というのは、実際に利用される方々や製作者の方々にとって、よりよいものになるように改正されているわけでしょうから高岡座長もおっしゃいましたように、PRとか研修をしっかりといただくことで上手に使っていただくのが、私もよろしいように思います。

○高岡座長 ありがとうございます。あと、この車載用に関しては今年できたばかりのもので、価格に関しては、価格調査等、引き続きやっていただいて、作ったらたくさん赤字がどんどん出てしまうというのではとんでもない話であると思いますので、その辺の調整はぜひ継続していただきたいと思います。

では、 に関してはよろしいでしょうか。

では、引き続き、 重度障害者用意思伝達装置の話になりますが、まずは調整費の新設ということです。これも現在、どのような時間がこの調整にかかるのかといった研究をしていただいているので、引き続きということで生かしていただければと思いますし、

の呼び鈴の分岐に関しても実態調査を現在していただいている途中ですので、引き続き今年度の成果を確認していきたいと思いますが、何か御意見ございますか。

担当されている横井先生、何かございますか。

○横井オブザーバー すみません、横浜市総合リハビリテーションセンターの横井です。

先ほど高岡先生がおっしゃられたように、現在、調整費のほうについては、相談があったから、実際のデモ機の貸出しであったり、フィッティング、導入についての時間の調査を行っておりまして、それで結果を出させていただければと思います。

そして、呼び鈴分岐導入についてですけれども、こちら去年、当センターで実際に過去の調査をしておりまして、それプラス、今年度は、日本ALS協会様などに対しても実態調査を行おうかなと考えております。

以上です。

○高岡座長 急に指名して申し訳ありませんでした。よろしくお願いいたします。

、 に関しまして、御意見ございますでしょうか。

どうぞ、お願いいたします。

○井村構成員 井村でございます。

の呼び鈴分岐装置についてになりますが、私が以前やったときも少し触れていたのですが、そもそも意思伝達装置の呼び鈴分岐装置というのは、意思伝達装置本体がパソコンを使っていて、フリーズする可能性がある。そうすると、それを通した外部とのやり取りが一切できなくなるので、本体に入る前に分岐させて、いわゆる呼び鈴を鳴らすということがかなり重きを置かれていたものなのですから、今の視線の検出器を使いますと、パソコンが動いている前提のものになっているので、これは分岐で何か別の意味合いになってくるので、単純に呼び鈴分岐装置を置き換えれば、接続装置であればいいのか、

果たしてそれが妥当かも含めて、少し御検討いただければと思います。

○高岡座長 御意見ありがとうございます。その辺も研究の中で反映していただければと思います。現実的には、これは意思伝達にくっつけないで、別途の呼び鈴を使っている方がいらっしゃるですね。

○井村構成員 ですので、例えば日常生活用具とかで家庭用呼出し器みたいなものがあれば、それを使ってもらって、別の装置として独立していれば安心なのですけども、変にくっつけるとややこしくなってくる気がします。

○高岡座長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

では、 、 は継続して調査いただくということでよろしくをお願いいたします。

次、 も意思伝達に若干絡むところがございますが、これは借受けについての調査研究も現在進んでいるというところで、借受けに関して何か御質問ございますでしょうか。

藤原先生、何か一言ございますか。

○藤原オブザーバー 御指名ありがとうございます。東京大学の藤原です。

借受けに関しまして、この重度意思伝達装置については、横井先生とも御相談しながらにはなりますが、ここで指摘されてますように、スイッチ等の入力装置が実質的には借受けとしての運用が適正であろうと、実は考えております。

ただ一方で、もともとの制度としては、そういったものを対象としないとされておりますので、調整が必要と考えております。

○高岡座長 ありがとうございます。そうなのですね。スイッチを除くことになってしまっているというところがそもそもあるのですが。

はい。

○井村構成員 井村でございます。

借受けのときに私もいろいろなワーキンググループに入っていた関係がありますが、そもそも借受けのスタートが障害者総合支援法を改正するタイミングで借受けを間に合わせた関係があるので、かなり駆け込みで入れたものであるので、実態にそぐわないというか、それぞれの場合が違う要件ですので、それを一緒に運用していくのは難しくなっていると思うので、借受けという仕組みがあるので、どう運用するかを今の状態でどうするかではなく、どういう運用が望ましいかまで踏み込んでいただいて、検討会のほうでがらっと見直すという検討もできるといいかと思います。多分、今の中でやろうとすると、しがらみで何もできないと思いますので、それを突っぱねるといって、そんな感じでやっていただいてもいいかと思います。

○高岡座長 ありがとうございます。今までの仕組みを無視していいよという話では全くないと思いますけれども、望ましい形はこうなのではないかというので出していただくのが基本形なので、それはよろしいのではないかと思います。あと、実際に費用面でどうかとか運用でどうかというところは、また課題は出てくるかもしれませんが、こうあるのが

一番利用しやすいというのを出していただくのがよろしいのではないのでしょうかと思います。多分、ここの中では異議はないのではないかと思います。余計なお仕事を増やしてしまうかもしれませんが、ぜひ藤原先生、横井先生でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。今の件で事務局からございますか。

○野原調整官 ありがとうございます。

借受けについて、厚労科研のほうからの報告を受けまして、改めて判断させていただきたいと思いますが、運用についても、こういったレベルで考えればいいのか、見直せばいいのかということについても御意見としていただきましたので、検討したいと思います。

○高岡座長 ぜひよろしくお願いいたします。

では、借受けに関しては、この程度で今回はよろしいでしょうか。

では、次、 の補聴器関係の話ですけれども、 に関しては、上限価格なので、これは価格調査を随時行っているということであろうかと思いますが、 に関して御意見、御質問ございますでしょうか。

石川構成員、お願いいたします。

○石川構成員 ありがとうございます。国リハ 石川でございます。

高岡先生がおっしゃっていただいたように、 に関しては、非常にきちんとした厚労科研の調査が進んでいると思います。今、ちらっと姿が見えましたが、今日、オブザーバーに蒲生さんがいらっしゃっていると思うのですけれども、そちらのほうの研究を継続していただければいいと思います。

ただ、基本的には、補聴器というと、皆さん御想像のとおり、気導補聴器を中心に研究が進んでいて、圧倒的に数も多いので、 は多分その内容でまともと思うのですが、一方、 の骨導補聴器については、残念ながら、今、どんどん製品が造られなくなってきている。つまり、骨導補聴器そのものの需要が下がってきていて、新しい人工デバイスに変わってきたりしているものがありますので、その影響もあって、出る数であったり、一方、メーカーが製造しなくなっているという実態があります。

これは蒲生さん、多分よく御存じだと思うのですけれども、ここはきちんとした整理を今後していけないと、今の実態と制度が追いつかないというふうな事態になると思いますので、きちんと実態調査をして、どういう形が今のものに見合っているのかというところをやっていくことが必要なのではないかなと考えております。

私からは以上でございます。

○高岡座長 石川構成員、ありがとうございます。

すみません、逆に質問を石川先生にしてしまうのですが、現在の調査をすることで、この辺の価格のことは解決してくるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○石川構成員 恐らく、今、調査を張っているのは、主には気導補聴器に関するもので、 に関しては、多分それでかなりの部分が解決できると私は考えています。

一方で、をどこまで厚労科研のほうで今、攻めているのかというのが、100%、私も見えていないのですけれども、骨導補聴器のいわゆる使用実態とかというのは、今回は調べていないと思うのですね。一方で、メーカーが何を今後造り続けて、今後、何をやるか。今、そこに書かれているヘッドバンド型、カチューシャ型とも言いますが、これは間もなく製造中止になるのではなかったかなと私は記憶しているところがございます。

ですので、今後、これに関してはなかなか難しいなということを感じているので、今の高岡先生の御質問に対するお答えだと、今の調査項目だけだと、この の回答をつくるのは難しいのではないかと。ここはちょっとすみません、私、蒲生さんに確認しないといけなところかと思えます。

○高岡座長 ありがとうございます。

蒲生先生、よろしいですか。

○蒲生オブザーバー 御指名を受けました、テクノエイド協会の蒲生と申します。

今年度の調査に関しましては、主に修理の基準に関するところをメインに置いておりましたので、今後、厚労省のほうとも相談していくところがございますが、 に関しましては、前回の改定で価格改定が行われておりますので、その辺りをどこまで調査するか、ちょっと相談になるかなと思っております。

の骨導式に関しましては、石川構成員のおっしゃるとおりでして、現状の補装具費では、この要望にもございますとおり、価格としては出せるものがないと聞いております。その場合、どうするかまでのところは、現状、私にはデータがないので何とも言えないところですが、この価格で出せないののでどうしたらいいのでしょうかというような質問は受けているところでございます。

石川構成員もおっしゃっていましたが、ヘッドバンド型、私も販売中止しているというふうに聞いておりますので、現状、骨導に関して販売しているメーカーというのは、恐らく1社。どこかの文献で2社と書いてあったのですが、2社の1社目というのは、もしかすると軟骨伝導補聴器と呼ばれているものを混同しているのかなと思いましたので、私が知っているものと、多分、1社のメーカーしか、眼鏡式の骨導を出しているメーカーしか存じ上げていないので、それに対してどう調査していくのか、どうするのかということになります。

福祉行政報告例を確認すると、眼鏡式に関しても相当数少なかったもので、少ないとはいえゼロではないので、今後、項目とかをどうするのかということも含めまして、御相談になるのかなと思っております。

○高岡座長 ありがとうございます。私は補聴器の細かい実態は存じ上げなかったのですが、下手するとなくなってしまうということですね。それでも、要らないなら、ほかのもので代替できるということがあると思うのですが、そうはいかない気もします。蒲生さん、いかがでしょう。

○蒲生オブザーバー 補聴器業界の状況としまして、外資系のメーカーがかなり多いのが

現状でして、そのことによって外国の人たちがどう考えるかというところになってくると思うのですけれども、現状としましては骨導の必要性が低いというところで、多分、骨導式が出なくなっているというところかなと思っております。石川構成員、手を挙げていると思うのですけれども、現状、ほかの手術の方法とか、いろいろな方法で代替しているというところで、石川構成員にここからコメントを譲りたいと思います。お願いします。

○高岡座長 石川先生、よろしくお願いします。

○石川構成員 ありがとうございます。

実は、高岡先生のおっしゃるとおり、全く要らないと言い切るのはちょっと無理があると思うのですね。例えば、両側の先天性の外耳道閉鎖症の患者さんとかは、どうしても気導補聴器では難しい。骨導補聴器とかを当然考えることになってくると思います。

ただ、今、蒲生さんもおっしゃられたとおり、新しいデバイス、少し例が出ました軟骨伝導補聴器というものがありますし、手術で行くのであれば人工中耳という道具であったり、様々な新しいものが出てくるようになってきて、もともと患者数が少ないところにさらに新しい機械が加わってくことで、古典的な骨導補聴器の需要が下がっていることは間違いありません。ですので、メーカーとしては、それだけのものを仮に造ったとしても売れないので、どうしてもそこから撤退していくというのが現状ではないかと思います。

ただ、レアな数の障害者の方々が、それは本当にレアだからいいのかといたら、それは絶対違うと思いますので、数が少ないものに対してもきちんとした仕組みをつくっておかないといけないと思いますから。ただ、1社しか造っていないという蒲生さんのお話ですけれども、そこに関してのきちんとした制度というのは残しておかないといけないのだけれども、現実問題としては、どんどん時代が流れていっているというのも現実のところかと思います。

以上でございます。

○高岡座長 ありがとうございます。今日のこの場でこの話題の議論を続けるわけにもいかないと思いますので、 類の中であったり、石川構成員中心に少し調査をしていただくということが続けていただき、少なくとも現在利用している方が不利にならないような形で進めていただけるといいなと思っております。

今の件で事務局のほうから何かございますでしょうか。

○野原調整官 すみません、今年度から、価格調査については、厚労科研から推進事業という別の事業に移しておりますので、実際の価格調査については、また別途、行っていく予定であります。

その上で、今、御指摘いただいた件数の件ですとか、生産数が少ないもの、取扱数が少ないものについては、項目を残すのかどうかについても、次回、価格改定の際の参考にさせていただこうと考えておりますので、今日いただいた貴重な御意見を参考にさせていただいて、項目等の改定をさせていただきたいと思います。

○高岡座長 ありがとうございます。

河合構成員。

○河合構成員 河合です。

科研の量を増やすようで申し訳ないのですが、技術的なことと言うと、骨導よりも日本発の軟骨伝導はステレオで、児童に対しての療育の効果は非常に高いというのは、もう明確なので、科研のほうでもう一步踏み込んでいただいて、軟骨伝導がどれくらい出ているのかまで調べていただくとありがたいです。低価格になるかどうかは奈良県立医大次第だと思いますけれども、せっかくの日本発の技術ですので、それを後押しするような方向になるほうが、よりよいのではないかと考えています。

以上です。

○高岡座長 ありがとうございます。今回、入れられるかどうか、何とも分からないところはございますが、方向としてはぜひ検討していただけるとありがたいなと思います。

ほかにはよろしいでしょうか。

石川構成員、お願いします。

○石川構成員 すみません、軟骨伝導の話題が出たので。多分、今回説明のない 番の項目に軟骨伝導が入っているかと思うのですが、残念ながら軟骨伝導はいろいろな規格の問題とかで、いわゆる基準内の補装具にするのが非常に難しいという最大の弱点を持っています。ですので、軟骨伝導の有用性というのは実はかなり分かっていて、奈良県立医大もどれくらい数が出ているかという全国的なデータを持っているのですが、基準内に入れるのがなかなか難しいという点がまず1点です。

それと、一番の適用になる外耳道閉鎖症は、聴力レベルが大体60デシベルになってしまいうので、いわゆる障害の対象になる方が非常に少ないということも弱点の一つになってきます。

あとは、残念ながらパワーの問題で、70デシベル以上に使うにはちょっと厳しいという弱点を持っているので、難しいところがあるというのを一応補足として御説明させていただきます。

すみません、長くなりました。以上です。

○高岡座長 ありがとうございます。多分、技術の進歩もこれからあるのかなと思いますので、それに合わせて、ぜひ調査を続けていただきたいなと思います。

、 、あとはよろしいでしょうか。

では、 番と 番に関しましては、今回はこの場での議論は不要といたしますか、なくていいという形で話を聞いております。時間も指定された時間よりオーバーしてしまっておりますので、これくらいにしたいと思うのですが、 番、 番を私も見させていただいて、ちょっと注文じゃないですが、少しこうしてほしいなというところもありますので、個別、構成員の方、何か御意見ありましたら、事務局のほうへ御意見、よろしく願います。

では、議題 1 についてはこの程度とさせていただきます。

次、議題 2 ですが、これも、「その他」ということで、事務局から報告案件があると聞いております。よろしくお願いいたします。

○野原調整官 それでは、資料 3「令和 7 年度厚生労働科学研究等のスケジュール」を御覧ください。先ほどからお話の中に出てきております厚生労働科学研究の今年度のスケジュールになります。

令和 7 年度に行う厚生労働科学研究等について、事務局から全体の概要を御説明させていただきます。令和 7 年度は厚生労働科学研究の指定課題と公募課題、及び障害者総合福祉推進事業を実施いたします。

指定課題におきましては、研究代表者の浅見先生の下、「技術革新を視野に入れた補装具費支給制度のあり方のための研究」を 3 年計画の 3 年目として行います。

運動器系補装具では、基本工作法・購入基準・修理基準の適正化のための実態調査と、3D 技術導入に向けた身体データ等デジタルデータの取扱いを含むガイドライン策定のための研究を進める予定です。

視覚器系補装具では、アセスメントシート・フォローアップシートの試作・検証と、視覚障害関連補装具支給に関するガイドツールの作成を進める予定です。

聴覚器系補装具では、補装具の修理に要する費用の額の算定に関する基準見直しに係る実態調査と、支給基準案の作成を進める予定です。

重度障害者用意思伝達装置では、呼び鈴分岐装置のニーズ調査を含めた基準価格等適正化のための実態調査を行う予定です。

公募課題におきましては、研究代表者の中村先生の下、「将来的な社会参加の実現に向けた補装具費支給のための研究」を 3 年計画の 2 年目として行います。

社会参加の実現に向けた補装具費支給ガイドラインの作成や、高機能な補装具の支給による費用対効果を明らかにすることなどを目標に、今年度は実証実験を行う予定です。

また、今年度は単年度の調査となる障害者総合福祉推進事業を実施します。こちらは令和 9 年度の告示改定の基礎資料となる、補装具費の原材料等価格及び従業員給与に関する実態調査を行う予定です。現在、事業に応募した法人の審査が行われておりますので、採択決定後に調査を開始する予定でおります。

資料 3 についての説明は以上となります。

○高岡座長 ありがとうございます。

3 番に関しては、これからという御報告がございました。

まず、1 番の指定課題に関しては、浅見構成員から何か追加はございますでしょうか。

○浅見構成員 御説明ありがとうございました。

先ほどから、この検討会の中でも、この指定課題に関する御意見などを頂戴いたしましたので、それも踏まえて、最後の年になる本年度の研究を進めてまいりたいと思います。

○高岡座長 ありがとうございます。

2 番目の公募課題に関しては、中村先生のほうからございますか。

○中村オブザーバー 中村です。

2 年目になって、やっと実証実験が始まりまして、数少ない対象者ではありますが、実際に高機能な補装具を貸し出して活躍してくれそうな人を対象に実験しています。実態的には、意外と高機能な電子制御の膝とか筋電義手も、かなり認められる雰囲気は出てきているかなという感触はあります。それは多分、こういう研究とかが理解されてきて、趣旨がしっかりしていれば、更生相談所も胸を張って支給しますよという意識改革の雰囲気はあるので、更生相談所がより判断しやすいように、そのための資料をつくっていきたいなと思っております。

○高岡座長 ありがとうございます。

今、御説明いただきましたが、何か御質問などございましたらお願いいたします。ほかに何か追加しておきたいということがありましたら、オブザーバーの方でもどうぞ。よろしいですか。

はい。

○中村オブザーバー 今日の全体のことでもいいですか。

○高岡座長 全体もあるかもしれませんが、取りあえずスケジュールということでお願いいたします。よろしいですか。

では、研究のスケジュールに関しましては、このような予定でやっていただくということになります。

では、本日、予定の議題は以上のとおりということになりましたが、では、中村オブザーバー、よろしくお願いします。

○中村オブザーバー すみません、中村です。オブザーバー兼研究者、かつ義肢装具士といういろいろな立場から考えることがあるのですが、1 つは、今日のヒアリングの結果です。特に、議論に上らなかった 1 番以降の件数が 3 分の 2 なのです。ということは、本来は分かっているべきことが、実際の専門職の学会や職能団体の人でさえも理解されずに聞いてくる実態があるということが、まだまだなのではないかと思っています。

この検討会の昨年度の最後のときに、これまでの専門官がいろいろな学会で、補装具支給制度について講演して、全国行脚して広報活動に努めてくれたのはとてもよかったので、それを続けてくださいとお願いしたのですが、今年はちょっとおとなしいので、ぜひ地道に、制度を運用・維持するための努力というのを、厚労省はしないといけないのではないかなというのをつくづく感じています。それが 1 点。

もう一点は、ちょっと厳しい言い方になりますが、補装具の支給制度において、処方責任をもうちょっと意識したほうがいいのではないかと思います。我々は義肢装具士として物を作る側なので、製造物責任という PL 法に縛られるような大きな概念の下で責任を持って仕事をしているのですが、今日の機能分類にありましたように、安い部品を使いなさい、それで作りなさいと言われて、それが壊れて患者さんがけがしたときに、じゃあ、

それは誰の責任になるのですか。作った我々の責任なのですか、それともこの部品を使えと言った行政の責任ですか。その辺を想像するだけで、本当に作るのが怖くなるのです。その辺をしっかりしていただきたい。

処方を出すのは権限のある医師の責任だと言いますけれども、今、更生相談所に常勤でいる医師の先生は、はっきり言って10施設しかないぐらいのところ、多くの更生相談所の判定医はアルバイトです。非常勤だったり、嘱託だったり。そういう人たちにそれだけの重い責任を負わせるのか。負わせられないのだったら、決定権のある市町村がそれをちゃんと負ってくれるのか。その辺が曖昧なので、一生懸命書いた意見書を平気でひっくり返したり、その辺があるのではないかと考えています。意見書を書く先生は、目の前に患者さんがいるので、担当として責任を持って書くのでしょうけれども、その熱意が更生相談所に伝わっていないというがあるので、お伝えしたいと思っています。

片や、更生相談所がその熱意を受け止められるかというと、この研究班では更生相談所に対して実態調査を行っていますが、更生相談所の体制にかなり格差があって、脆弱なところはかなり脆弱である。専門家がいらない更生相談所も少なくないので、そこにそれだけの責任を負わせるのもどうなのかというふうに、研究調査をして感じるころがありました。今日の話題の中では、多くのことが絡み合っていて動いているので、ここに出てくる先生方が所属している更生相談所はまともに機能しているのですが、そうでないところはかなり貧弱なところがあるので、その辺をうまく日本全体として動かしていくにはどうしたらいいのか、我々も研究者として調べながら、データを見ながら、ちょっと悶々としている状況なので、それをお伝えしたいと思っています。

以上です。

○高岡座長 ありがとうございます。この会議で話し合えることなのかどうかという問題はありますが、問題意識としてはそのとおりだなと感じているところであります。

一番最初に言われた制度面のPRを含めてのお話は、ぜひ厚労省としても続けていただきたいなと思いますし、できれば構成員の先生方にもそれぞれの地域でいろいろお話ししていただくとか、研修会をやっていただくとか、そういうのも含めて広めていただかないといけないのだらうなというふうに思っております。ぜひいろいろな場面を使っただPRといいますか、周知を続けていっていただきたいと思いますので、厚労省のほうもお願いしたいと思います。

2番目の処方責任は、今、言われたのはあくまで更生相談所がよろしくないですね。

○中村オブザーバー あのう、更生相談所をバッシングしたいわけではなくて、調べたら、専門家もいないのに、そういうことをやらされている更生相談所もあるので、そういう人たちをサポートしてあげないと。それイコール、ユーザーさんをサポートすることにつながる。お上の声でこれやりなさいと言っても、やりたくてもできないところが結構あると思うのです。そういうことをフォローしたほうがいいのではないですかというふうに捉えてください。

○高岡座長 多分、2つ問題があって、今のお話だと脆弱な体制しかないところに対してのサポートをどういうふうにしていくのかという問題と、もう一つは、どこまで本当に責任を持っているか分からないけれども、指示を出して変更させるというような問題があるということですね。またこれは別の問題もあるかもしれないけれども、全体としては更生相談所の判定の問題というのがあるよということによろしいですか。

○中村オブザーバー そうですね。結果的にそれが出てくるのは、判定というプロセスの中で、いいか悪いかというのが出てくると思いますので、そこで判断できるのではないかなと思っています。

○高岡座長 ありがとうございます。

事務局に振られても困るかもしれませんが、そういう課題があるということで認識していただければと思います。

時間もございませんが、そのほかに何かございますでしょうか。

浅見構成員。

○浅見構成員 ただいま中村オブザーバーがおっしゃいましたけれども、勉強の場というのは本当に必要だと思っております。私も更生相談所の方に、研修会開催の希望をお話したりいたしますが、県としてそのような機会を設けるのが難しいようにも感じます。昨年、今年と改正もございましたし、今年度は、最低1の研修会等の開催をすることにつきましてのご指示を、厚生労働省のほうから各県に出していただくのはいかがでしょうか。ご検討いただければ幸いです。

○高岡座長 それは事務局に振りましょうか。いかがでしょうか。

○野原調整官 必ず1回実施するようというようにこちらから申し上げますと、それこそマンパワーがないところに関しては、逆に御負担になるかと思えます。先ほど中村オブザーバーから御指摘いただきましたとおり、厚生労働省自立支援振興室のほうからの御案内が少し足りていないというところは真摯に受け止めて、今後、広報活動、御説明に伺えるときはきちんと対応させていただきたいと思っております。

○高岡座長 ありがとうございます。すみません、無理に振って申し訳ございませんでした。でも、今、Zoomとか、いろいろ使えるので、それほどすごい設定をしなくても、やろうと思えばできなくはないなというふうに感じているところはございます。

そのほか、いかがでしょうか。あとお一人くらいは大丈夫かなと思いますが。よろしいですか。

ありがとうございます。では、事務局におきましては、本日出された様々な御意見を踏まえて、次回以降の準備をお願いいたします。

それでは、最後に事務局から今後の予定等をお願いいたします。

○増田補佐 本日はありがとうございます。

本日の議事内容は、皆様に御確認いただいた上で、後日、厚生労働省のホームページに議事録として掲載予定です。

次回の検討会につきましては、日程が決まり次第、改めてお知らせいたしますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○高岡座長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第71回「補装具評価検討会」を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。お疲れさまでした。